

令和4年度指定管理者管理運営状況評価結果について
(東京都人権プラザ)

東京都では、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施しています。

このたび、(公財)東京都人権啓発センターが行っている東京都人権プラザの管理運営について、令和4年度の評価結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

1 評価の目的

評価は、管理の履行状況、安全管理、法令遵守、サービスの利用状況といった観点から指定管理者の業務実施状況等の評価し、その結果を今後の施設管理運営に反映していくことで都民サービスの向上を図っていくことを目的としています。

2 評価の方法

指定管理者の年間を通じた施設の管理運営状況について、毎年度終了後、所管局による一次評価及び評価委員会(外部委員で構成)による二次評価を行い、これらの評価結果に基づき、所管局の最終評価として総合評価を決定します。

3 評価の概要

(1) 評価基準(4段階) : 評価の観点は、別紙1のとおり。

総合評価	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

(2) 評価委員会名及び委員構成 : 委員氏名は、別紙2のとおり。

評価委員会	対象施設	委員構成
東京都人権プラザ指定管理者評価委員会	東京都人権プラザ	5名(学識経験者2名、人権実務経験者1名、公認会計士1名、弁護士1名)

(3) 評価結果 : 評価内容等は、別紙3のとおり。

対象施設	評価
東京都人権プラザ	B

【問合せ先】総務局人権部人権施策推進課
電話 03-5388-2595

評価の観点

項目	細項目	内容
管理状況	適切な管理の履行	○協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか ・業務の履行（保守点検など）は適切か ・人員配置は適切か ・協定や事業計画どおりの管理となっているか など
	法令等の遵守	○法令や条例等に基づく適切な管理運営が行われているか ・個人情報保護は適切に行われているか ・情報公開は適切に行われているか ・都への報告・連絡は、適時適切にされているか など
	安全性の確保	○施設の安全性は確保されているか ・施設・設備の安全性は確保されているか ・事業者の責に帰す事故が発生したか など
	適切な財務・財産管理	○適切な財務運営・財産管理が行われているか ・収支状況は安定的な運営が行われているか ・都有財産（物品等）は適切に管理されているか など
事業効果	事業実施・利用の状況	○事業計画どおりの事業実施・利用状況となっているか ・利用者数、利用件数の状況はどうか ・他機関、地域等との連携が適切に行われているか など
	サービス内容の向上	○事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか ・利便性等の向上のための取組はされているか ・施設利用の促進のための取組はされているか など
	行政目的の達成	○行政と連携を図り施設の目的を達成しているか ・施設の目的を達成しているか ・都及び関係機関等との連携・協力が適切に行われているか など

評価委員会委員名簿

評価委員会名	委員氏名	役職名
東京都人権プラザ 指定管理者評価委員会	石 井 尚 子	桜通り法律事務所 弁護士
	石 渡 和 実	東洋英和女学院大学 名誉教授
	金 子 邦 博	公認会計士金子邦博事務所 公認会計士
	関 優	東京人権啓発企業連絡会 専務理事
	丹 野 清 人	東京都立大学 教授 (人文社会学部人間社会学科)

令和 4 年度指定管理者管理運営状況評価 評価結果

施設名	東京都人権プラザ
所在地	港区芝 2-5-6
指定管理者名	公益財団法人東京都人権啓発センター
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日

項目	評価内容
総合評価	B
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権プラザの設置目的に沿って、中立性・公平性の確保に留意しながら、幅広く人権課題に対応している。 ・令和 4 年度からの新人事制度の運用開始に伴い、令和 5 年 3 月に「人材育成方針」、それに基づく「研修基本計画」を策定し、専門的人材の育成及び能力開発、ノウハウの維持・継承に係る体制を整備している。 <p>【要改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人賛助会員に広報チラシを郵送する際、その一部について、誤って本人以外の宛名を記載して送付し、個人情報流出する事故が発生した。これを受けて①個人情報保護・情報セキュリティ研修における定期的な注意喚起の徹底、②名簿管理ソフトの導入、③発送物確認簿の作成により、再発防止を徹底している。
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者数について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施しつつ、対面講座を再開したこと等から、対前年度 191.4%と増加したものの、コロナ禍前と比較すると約 4 割の水準にとどまっている。一方、施設利用に関するアンケート調査結果では、来館者の満足度が 96.2%と、非常に高かった。また、点字フロアマップの作成など利用者からの意見を踏まえてサービスの創意工夫を行っている。 ・東京 2020 大会のレガシーである「パラリンピックムラール」の受入に当たり、都と適時適切に調整を行い円滑に手続を進めるとともに、都が実施した東京 2020 パラリンピック 1 周年記念「未来へつなぐ人権 2022」の一環として、お披露目イベントを実施するなど、都の政策と連動した取組を積極的に行った。 ・人権相談について、コロナ禍における都民のニーズを踏まえ、都と連携して新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談を実施しており、相談件数の合計が令和 3 年度を上回った。 ・デジタルデバインドに配慮し、会場参加とオンラインとを併用して事業運営を行うなど、ポストコロナを見据えつつ多様な都民が楽しめるようにサービスを実施している。
その他	<p>【特命要件の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の中立性・公平性を担保しながら、東京都人権施策推進指針に掲げる人権課題全般にわたる活動及び業務実績を着実に積み上げており、特命要件は継続している。